

## 議案第89号

富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正に伴い、富士見市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市手数料条例の一部を改正する条例

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表69の項中「のうち同時に申請された住戸の」を削り、「申請住戸数」を「住戸数」に改め、「（建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。70の項ウにおいて「基準」という。）Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。（イ）において同じ。））」を削り、同表70の項中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、「（基準Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。））」を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号）附則第2項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）別記様式第7による変更の認定の申請に係る富士見市手数料条例別表72の項及び73の項の規定の適用については、この条例による改正後の富士見市手数料条例（以下「改正後の手数料条例」という。）別表69の項及び70の項（住戸数に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示（令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）附則第2項、第5項及び第6項の規定によりなお従前の例によることとされた同告示による改正前の建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成

24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号) Iの第2の2-3(2)ロの算定方法により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物に係る富士見市手数料条例別表72の項及び73の項の規定の適用については、改正後の手数料条例別表69の項及び70の項(住戸数に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。